

# 通所介護重要事項説明書

共用型指定認知症対応型通所介護（共用型介護予防指定認知症対応型通所介護）サービスを提供するに先立ち、以下の通り提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業所の名称及び所在地

- (1) 名称 認知症対応型デイサービスたんぼ
- (2) 所在地 岡山県真庭市西河内42-2
- (3) 電話・FAX 電話0867-52-5123 FAX0867-52-5123
- (4) 事業所 医療法人社団 井口会
- (5) 代表者 理事長 井口大助
- (6) 開設年月日 平成20年4月1日

## 2. 利用定員

1日 6名

## 3. 職員体制

職 種	職員数
管理者	1名
生活相談員	1名
介護職員	2名以上

(注： 職員数は兼務)

## 4. 営業日および営業時間

営業日 月曜日～土曜日  
(ただし、12月31日～1月3日を除く)

営業時間 8時30分～17時30分

サービス提供時間 9時～17時

## 5. 利用に当たっての留意事項

- ・ 共用型指定認知症対応型通所介護（共用型介護予防指定認知症対応型通所介護）サービスの対象者は、要介護者（要支援者）であって自傷他害などの行為がない方とします。
- ・ 利用中止に際しては、利用者及び家族の意向をふまえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう必要な援助を行うよう努めます。

## 6. サービスの内容

### (ア)相談・援助等

- ・ 生活相談員等が生活上の相談、援助に応じます。

(イ)介護サービス

- ・移動、排泄の介助、見守りなどの介助を行います。
- ・可能な限り自立に向けた介護を提供いたします。

(ウ)健康チェック

- ・食欲や運動面、服薬援助、バイタル測定などの健康管理をいたします。

(エ)機能訓練

- ・利用者の心身等の回復を図る「生活リハビリ」を中心に機能訓練活動を行います。

(オ)入浴

- ・入浴又は清拭をケアプランに基づいて行います。

(カ)食 事

- ・栄養並びに利用者の身体状況並びに嗜好を考慮した食事を提供します。  
グループホーム職員が利用者の方とともに献立を立て、共に食事を作る機会を提供します。
- ・食事時間は制限いたしません、おおよその目安は、昼食 12：00～とします。

(キ)送迎

- ・ご自宅の玄関と施設の間を送迎いたします。

7. 利用料等

(1) 利用料の額

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別表料金表のとおり、介護保険法による介護報酬の告示上の額のうち、各利用者の負担割合に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

(2) その他の利用料

- 送迎代 介護費に含まれています。
- 入浴費 介助加算（Ⅰ）40円・ 介助加算（Ⅱ）55円
- 食費 660円（おやつ代、飲み物代を含む）
- おむつ代 実費
- キャンセル代 徴収しません  
(ただし、利用日の前日午後5時までに連絡をお願いします)
- その他日用品費 実費

(3) 利用料金のお支払方法

利用料の支払いには月ごとに発行する請求書に基づき現金又は銀行振込みによって指定期日までに受けるものとする。当日の領収書を発行いたします。

銀行振り込み先	中国銀行 落合支店
	普通預金 1315950
	医療法人社団井口会 グループホーム青空
	理事長 井 口 大 助

## 8. 緊急時の対応

利用者に様態の変化、急変などがあった場合は、掛かりつけの医師などに連絡するなど必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

## 9. 協力医療機関

### (1) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 井口会 総合病院 落合病院
所在地	岡山県真庭市上市瀬 341 番地
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科

### (2)

医療機関の名称	薬師寺厚夫歯科医院
所在地	岡山県真庭市落合垂水 1 8 9

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・居宅介護支援事業所、当該ご家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。又、事故状況の記録等から事故再発防止のための措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りではありません。

### 11. 事業所における苦情の受付について

指定における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	担当・管理者
受付時間	随時

又、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

### 12. 非常災害対策

災害時においては「グループホーム青空 防災計画」に基づき、利用者の安全確保に努めます。

### 13. 身体拘束について

認知症等の方について、身体拘束など行動制限する行為をしない介護を目指しております。しかし利用者の生命や身体を保護するために緊急やむ終えない場合において利用者代理人に説明し同意していただいた場合のみ、適当な措置を講じます。

### 14. 記録の整備

当デイサービスでは、サービス提供に係る記録、サービス提供費及び、その他利用料に関する書類等の保存期間を5年とします。

## 15、その他

- ・事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備しております。
- ・職員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容としております。